

○さいたま市国民健康保険条例

平成13年5月1日

条例第185号

(市が行う国民健康保険の事務)

第1条 市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(一部改正〔平成30年条例49号〕)

(国民健康保険運営協議会)

第2条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条第2項に規定する協議会の名称は、さいたま市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)とする。

2 協議会の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 8人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 8人
- (3) 公益を代表する委員 8人

(一部改正〔平成17年条例176号・20年10号・30年49号〕)

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(被保険者としなない者)

第4条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する措置により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としなない。

(全部改正〔令和3年条例28号〕)

(一部負担金の特例)

第5条 被保険者は、往診又は歯科訪問診療(以下「往診等」という。)の給付を受ける場合において、当該往診等が健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法の規程中規則で定める規定に該当するものであるときは、当該往診等の給付に要する費用のうち当該往診等が当該規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、法第42条第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。

(一部改正〔平成14年条例63号・18年35号・45号・20年23号・22年16号・30年49号〕)

(出産育児一時金)

第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万4,000円を支給する。ただし、規則で定める出産については、40万4,000円に3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。以下同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(一部改正〔平成18年条例55号・20年10号・60号・22年16号・23年8号・26年86号・令和2年27号〕)

(葬祭費)

第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として5万円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(一部改正〔平成18年条例55号・20年10号・22年16号〕)

(規則への委任)

第8条 前3条に規定するもののほか、保険給付に関し必要な事項は、規則で定める。

(保健事業)

第9条 市は、被保険者の健康の保持増進のため、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定による特定健康診査及び同法第24条の規定による特定保健指導

(2) 健康診査

(3) 前2号に掲げるもののほか、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

2 市は、その他被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業を行うものとする。

(一部改正〔平成20年条例10号〕)

第10条 前条に定めるもののほか、保健事業に関し必要な事項は、別に定める。

(国民健康保険税)

第11条 市は、世帯主に対して、別に定めるところにより国民健康保険税を課する。

(一部改正〔平成20年条例10号〕)

(罰則)

第12条 世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による被保険者証の返還の求めに応じないときは、10万円以下の過料に処する。

(一部改正〔平成20年条例10号〕)

第13条 世帯主又は世帯主であった者が正当な理由なく、法第113条の規定による文書その他の物件の提出若しくは提示の命令に従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

(一部改正〔平成20年条例10号〕)

第14条 偽りその他不正の行為により一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

(一部改正〔平成20年条例10号〕)

第15条 前3条の過料の額は、情状により、市長が定める。

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

(一部改正〔平成20年条例10号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前に出産した者に係る出産育児一時金又は死亡した者に係る葬祭費の支給については、合併前の浦和市国民健康保険条例(昭和34年浦和市条例第6号)、大宮市国民健康保険条例(昭和34年大宮市条例第14号)又は与野市国民健康保険条例(昭和34年与野市条例

- 第1号) (以下「合併前の条例」という。)の出産育児一時金又は葬祭費の例によるものとする。
- 3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 この条例の施行の日の前にした行為に対する罰則の適用については、合併前の条例の例によるものとする。
(岩槻市の編入に伴う経過措置)
- 5 岩槻市の編入の日(次項及び附則第7項において「編入日」という。)の前日までに出生した者に係る出産育児一時金又は死亡した者に係る葬祭費の支給については、編入前の岩槻市国民健康保険条例(昭和34年岩槻市条例第2号。以下「編入前の岩槻市条例」という。)の出産育児一時金又は葬祭費の例によるものとする。
(追加〔平成17年条例88号〕)
- 6 前項に規定するもののほか、編入日の前日までに、編入前の岩槻市条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
(追加〔平成17年条例88号〕)
- 7 編入日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(追加〔平成17年条例88号〕)
(新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金)
- 8 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
(追加〔令和2年条例27号〕、一部改正〔令和3年条例28号〕)
- 9 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その金額とする。
(追加〔令和2年条例27号〕)
- 10 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
(追加〔令和2年条例27号〕)
- 11 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これ

を受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第9項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

(追加〔令和2年条例27号〕)

- 12 附則第8項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(追加〔令和2年条例27号〕)

- 13 附則第8項から前項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年12月31日以後の規則で定める日までの間に属する場合の傷病手当金の支給について、適用する。

(追加〔令和2年条例27号〕、一部改正〔令和2年条例44号〕)

附 則 (平成14年9月30日条例第63号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市国民健康保険条例の規定は、同条の規定の施行の日以後の一部負担金について適用し、同日前の一部負担金については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後のさいたま市国民健康保険条例の規定は、同条の規定の施行の日以後の一部負担金について適用し、同日前の一部負担金については、なお従前の例による。

(さいたま市学校災害救済給付金条例の一部改正)

- 4 さいたま市学校災害救済給付金条例(平成13年さいたま市条例第118号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部改正)

- 5 さいたま市心身障害者医療費支給条例(平成13年さいたま市条例第168号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(さいたま市乳幼児医療費支給条例の一部改正)

- 6 さいたま市乳幼児医療費支給条例(平成13年さいたま市条例第298号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正)

- 7 さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成13年さいたま市条例第180号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(さいたま市保健所条例の一部改正)

- 8 さいたま市保健所条例(平成13年さいたま市条例第309号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成17年3月25日条例第88号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月27日条例第176号)

この条例は、平成17年8月7日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第35号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月26日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月22日条例第55号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険条例第6条第1項及び第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産し、又は死亡した被保険者に係る出産育児一時金又は葬祭費の支給について適用し、同日前に出産し、又は死亡した被保険者に係る出産育児一時金又は葬祭費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成18年12月22日条例第71号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険条例第4条第2号の規定は、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成20年3月18日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成27年3月31日までの間においては、この条例による改正後のさいたま市国民健康保険条例第2条に規定する協議会の委員については、同条各号に掲げるもののほか、被用者保険等保険者を代表する委員2人を加えることができる。

附 則（平成20年3月31日条例第23号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月24日条例第60号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険条例第6条第1項ただし書の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月17日条例第17号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月17日条例第27号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月9日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年12月22日条例第86号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年7月5日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年4月14日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のさいたま市国民健康保険条例の規定は、令和2年1月1日から適用する。

附 則 (令和2年9月17日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年7月7日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 さいたま市国民健康保険運営協議会（第2条—第8条）

第3章 被保険者（第9条・第10条）

第4章 保険給付（第11条—第44条）

第5章 特定健康診査及び特定保健指導（第45条・第46条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、さいたま市国民健康保険条例（平成13年さいたま市条例第185号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 さいたま市国民健康保険運営協議会

（改称〔平成30年規則69号〕）

（所掌事項）

第2条 条例第2条第1項に規定するさいたま市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事項
- (2) 国民健康保険税の賦課方法に関する事項
- (3) 保険給付の種類及び内容の変更に関する事項
- (4) 保健事業の実施に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が国民健康保険事業の運営上重要なものと認める事項
（一部改正〔平成30年規則69号〕）

（委員の委嘱）

第3条 協議会の委員は、市長が委嘱する。

- 2 委員が辞職をしようとするときは、市長に申し出なければならない。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員定数の過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書記）

第6条 協議会に書記を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

- 2 書記は、会長の指揮を受け、協議会の庶務に従事する。

（会議録）

第7条 会長は、会議録を調製しなければならない。

2 会長は、会議の結果を、市長に報告しなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第3章 被保険者

(被保険者の資格に係る様式等)

第9条 被保険者の資格に係る届出書等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第2条、第4条及び第8条から第12条までの規定により提出する届書 住民異動届
- (2) 省令第3条及び第13条の規定により提出する届書 国民健康保険被保険者異動届（様式第1号）
- (3) 省令第5条の規定により提出する届書 国民健康保険法第116条該当・非該当届（様式第3号）
- (4) 省令第5条の2の規定により提出する届書 国民健康保険法第116条の2該当・非該当及び継続住所変更届（様式第4号）
- (5) 省令第5条の4第1項又は第2項の規定により提出する届書 介護保険法施行法第11条第1項（適用除外に関する経過措置）該当・非該当届（様式第6号）
- (6) 省令第7条第1項（第7条の3の規定により準用される場合を含む。）又は第7条の4第4項の規定により提出する申請書 国民健康保険被保険者証（被保険者資格証明書）・高齢受給者証再交付申請書（様式第8号）
- (7) 省令附則第5条及び第6条の規定により提出する届書 退職被保険者等該当・非該当及び届出事項変更届（様式第8号の2）

2 前項第2号から第7号までの規定により届書又は申請書を提出するときは、市長が当該事実を確認できる場合を除き、事実を証する書類を当該届書又は申請書に添付しなければならない。

(一部改正〔平成15年規則53号・19年75号・20年63号・27年123号・30年44号〕)

(被保険者証の更新)

第10条 省令第7条の2第1項の規定による被保険者証の更新は、毎年8月1日に行うものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、被保険者証の更新時期を繰り上げ、又は繰り下げて更新することができる。この場合の被保険者証の有効期限は、当該被保険者証に記載した期限とする。

(一部改正〔令和元年規則29号〕)

第4章 保険給付

(一部負担金の減免又は徴収猶予)

第11条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項に規定する特別の理由がある者は、次の各号のいずれかに該当し、生活が困難となったものとする。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、若しくは重度の身体障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 法第44条第1項第3号の規定による徴収猶予の期間は、6月の範囲内とする。

(一部改正〔平成23年規則54号〕)

(一部負担金の減免又は徴収猶予の申請)

第12条 法第44条第1項の規定による減免又は徴収猶予を受けようとする者の属する世帯の世帯主は、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予(変更)申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成23年規則54号〕)

(一部負担金の減免又は徴収猶予の決定の通知)

第13条 市長は、法第44条第1項の規定による減免又は徴収猶予の可否を決定したときは、速やかに国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予承認(不承認)決定通知書(様式第10号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、法第44条第1項の規定による減免又は徴収猶予の承認の決定をしたときは、当該申請者に国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書(様式第11号)を交付しなければならない。

(一部改正〔平成23年規則54号〕)

(一部負担金等の差額の支給申請)

第14条 法第56条第2項の規定により、一部負担金等の差額の支給を受けようとする被保険者は、国民健康保険一部負担金差額支給申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(一部負担金の特例)

第14条の2 条例第5条の規則で定める規定は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4の規定
- (2) 診療報酬の算定方法別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注7の規定

(追加〔平成22年規則17号〕)

(限度額適用等認定の申請)

第15条 省令第26条の3第1項、第27条の14の2第1項、第27条の14の4第1項及び第27条の14の5第1項の規定により提出する申請書は、国民健康保険(限度額適用、標準負担額減額、限度額適用・標準負担額減額)認定申請書(様式第13号)によるものとする。

(一部改正〔平成18年規則152号・19年75号・30年84号〕)

(限度額適用等認定申請の却下の通知)

第16条 市長は、限度額適用、標準負担額減額及び限度額適用・標準負担額減額認定の申請について却下の決定をしたときは、国民健康保険(限度額適用、標準負担額減額、限度額適用・標準負担額減額)認定申請却下通知書(様式第14号)により当該申請者に通知しなければならない。

(一部改正〔平成18年規則152号・19年75号〕)

(食事療養標準負担額減額差額の支給申請)

第17条 省令第26条の5第2項の規定により提出する申請書は、国民健康保険食事療養標準負担額減額差額支給申請書(様式第15号)によるものとする。

(一部改正〔平成18年規則152号〕)

(国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証を保険医療機関に提出しなかった場合の差額支給申請書)

第17条の2 省令第27条の14の5第6項の規定により提出する申請書及び国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証を保険医療機関に提出しなかったために国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の4第1項第2号イ若しくはロ又は第3号イ、ロ、ハ若しくはニに掲げる額を支払った場合における同項第2号ハ若しくはニ又は第3号ホを超える額の支給申請は、国民健康保険限度額適用・標準負担額差額支給申請書(様式第15号の2)によるものとする。

(追加〔平成15年規則53号〕、一部改正〔平成18年規則152号・19年75号・30年84号〕)

(食事療養標準負担額減額差額支給申請の支給決定等の通知)

第18条 市長は、食事療養標準負担額減額差額の支給の可否を決定したときは、食事療養標準負担額減額差額支給決定兼支払通知書(様式第16号)又は国民健康保険食事療養標準負担額減額差額不支給決定通知書(様式第17号)により当該申請者に通知しなければならない。

(一部改正〔平成18年規則152号〕)

(限度額適用・標準負担額差額支給申請の支給決定等の通知)

第18条の2 市長は、一部負担金限度額適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額差額の支給の可否を決定したときは、国民健康保険限度額適用・標準負担額差額支給決定兼支払通知書(様式第16号の2)又は国民健康保険限度額適用・標準負担額差額不支給決定通知書(様式第17号の2)により当該申請者に通知しなければならない。

(追加〔平成15年規則53号〕、一部改正〔平成18年規則152号〕)

(療養費支給申請書の様式)

第19条 省令第27条第1項の規定により提出する療養費支給申請書は、国民健康保険療養費支給申請書(様式第18号)とする。

2 柔道整復師の施術に係る療養費につき、協定又は契約により受領委任の取扱いをする場合の療養費支給申請書の様式は、前項の規定にかかわらず、当該協定又は契約に定める柔道整復施術療養費支給申請書又はこれに準じる様式によるものとする。

3 はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費につき、協定又は契約により受領委任の取扱いをする場合の療養費支給申請書の様式は、第1項の規定にかかわらず、当該協定又は契約に定める療養費支給申請書又はこれに準じる様式によるものとする。

(一部改正〔平成30年規則89号〕)

(療養費支給申請書に添付すべき書類)

第20条 省令第27条第2項の規定により療養費支給申請書(協定又は契約による柔道整復施術療養費支給申請書及び療養費支給申請書を除く。)に添付しなければならない療養につき算定した費用の額に関する証拠書類は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる書類とする。

区分	添付書類
医科診療	診療内容明細書 領収書
歯科診療	診療内容明細書 領収書
薬剤の支給	調剤内容明細書 領収書
治療材料	医師の診断(証明)書 領収書
あんま はり・きゅう マッサージ施術	施術同意書 施術内容明細書 領収書
柔道整復	施術内容明細書 領収書
食事療養	診療内容明細書 領収書

(一部改正〔平成18年規則152号・30年89号〕)

(療養費の支給決定等の通知)

第21条 市長は、療養費の支給の可否を決定したときは、速やかに国保療養費支給決定通知(様式第19号)又は国民健康保険療養費不支給決定通知書(様式第20号)により当該申請者に通知しなければならない。ただし、協定又は契約により受領委任の取扱いをする場合は、この限りでない。

(一部改正〔平成22年規則85号・30年89号〕)

(特別療養給付申請書の様式)

第22条 省令第28条第1項の規定により提出する特別療養給付申請書は、国民健康保険特別療養給付申請書(様式第21号)によるものとする。

第23条及び第24条 削除

(削除〔平成15年規則53号〕)

(特定疾病認定申請書の様式)

第25条 省令第27条の13第1項の規定により提出する特定疾病認定申請書は、特定疾病認定申請書(様式第25号)によるものとする。

(一部改正〔平成20年規則63号〕)

(特別療養費支給申請書の様式)

第26条 省令第27条の5第1項の規定により提出する特別療養費支給申請書は、特別療養費支給申請書(様式第26号)によるものとする。

(特別療養費の支給決定等の通知)

第27条 市長は、特別療養費の支給の可否を決定したときは、速やかに国民健康保険特別療養費支給決定通知(様式第27号)又は国民健康保険特別療養費不支給決定通知書(様式第28号)により当該申請者に通知するものとする。

(一部改正〔平成22年規則85号〕)

(移送費支給申請書の様式)

第28条 省令第27条の11第1項の規定により提出する移送費支給申請書は、国民健康保険移送費支給申請書(様式第29号)によるものとする。

(移送を必要とする意見書の様式)

第29条 省令第27条の11第2項に規定する意見書は、移送を必要とする意見書(様式第30号)によるものとする。

(移送費の支給決定等の通知)

第30条 市長は、移送費の支給の可否を決定したときは、速やかに移送費支給決定通知(様式第31号)又は国民健康保険移送費不支給決定通知書(様式第32号)により当該申請者に通知するものとする。

(一部改正〔平成22年規則85号〕)

(出産育児一時金の加算対象となる出産等)

第31条 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める出産は、病院、診療所、助産所その他の者であつて、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産とする。

2 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める額は、1万6,000円とする。

(追加〔平成20年規則125号〕、一部改正〔平成26年規則177号〕)

(出産育児一時金の申請)

第31条の2 条例第6条の規定により出産育児一時金の支給を受けようとする者は、出産育児一時金支給申請書(様式第33号)にその事実を証する書類(当該分娩の事実が確認できる場合は除く。)を添付して市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成20年規則125号〕)

(出産育児一時金の支給決定等の通知)

第32条 市長は、出産育児一時金の支給の可否を決定したときは、速やかに出産育児一時金支給決定通知(様式第34号)又は出産育児一時金不支給決定通知書(様式第35号)により当該申請者に通知するものとする。

(一部改正〔平成22年規則85号〕)

(葬祭費の申請)

第33条 条例第7条の規定により葬祭費の支給を受けようとする者は、葬祭費支給申請書(様式第36号)にその事実を証する書類(当該死亡の事実が確認できる場合は除く。)を添付して市長に提出しなければならない。

(葬祭費の支給決定等の通知)

第34条 市長は、葬祭費の支給の可否を決定したときは、速やかに葬祭費支給決定通知(様式第37号)又は葬祭費不支給決定通知書(様式第38号)により当該申請者に通知するものとする。

(一部改正〔平成22年規則85号〕)

(傷病手当金の申請)

第34条の2 条例附則第8項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、傷病手当金支給申請書(様式第38号の2)を市長に提出しなければならない。

(追加〔令和2年規則69号〕)

(傷病手当金の支給決定等の通知)

第34条の3 市長は、傷病手当金の支給の可否を決定したときは、速やかに傷病手当金支給決定通知書(様式第38号の3)又は傷病手当金不支給決定通知書(様式第38号の4)により当該申請者に通知するものとする。

(追加〔令和2年規則69号〕)

(条例附則第13項の規則で定める日)

第34条の4 条例附則第13項の規則で定める日は、令和3年12月31日とする。

(追加〔令和2年規則97号〕、一部改正〔令和2年規則113号・3年48号・65号・76号〕)

(高額療養費支給申請書の様式)

第35条 省令第27条の16第1項の規定により提出する高額療養費の支給申請書は、国民健康保険高額療養費支給申請書(様式第39号)によるものとする。

(一部改正〔平成30年規則44号〕)

(高額療養費の支給決定等の通知)

第36条 市長は、高額療養費の支給の可否を決定したときは、速やかに高額療養費支給決定通知(様式第40号)又は国民健康保険高額療養費不支給決定通知書(様式第41号)により当該申請者に通知するものとする。

(一部改正〔平成22年規則85号〕)

(年間外来高額療養費支給申請書の様式)

第37条 省令第27条の17の2第1項の規定により提出する年間の外来高額療養費の支給申請書は、年間外来高額療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書(様式第42号)によるもの

とする。

(追加〔平成30年規則84号〕)

(年間外来高額療養費の支給決定の通知)

第38条 市長は、年間の外来高額療養費の支給の可否を決定したときは、速やかに年間外来高額療養費支給(不支給)決定通知書(様式第43号)により当該申請者に通知するものとする。

(追加〔平成30年規則84号〕)

(高額介護合算療養費支給申請書の様式)

第39条 省令第27条の26第1項の規定により提出する高額介護合算療養費の支給申請書は、高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書(様式第44号)によるものとする。

(追加〔平成21年規則9号〕、一部改正〔平成21年規則91号・30年84号・令和3年48号〕)

(高額介護合算療養費の支給決定の通知)

第40条 市長は、高額介護合算療養費の支給の可否を決定したときは、速やかに高額介護合算療養費支給(不支給)決定通知書(様式第45号)により当該申請者に通知するものとする。

(追加〔平成21年規則9号〕、一部改正〔平成21年規則91号・30年84号・令和3年48号〕)

(第三者の行為による被害の届出)

第41条 省令第32条の6の規定による届出は、第三者の行為による被害届(様式第46号)により行うものとする。

(一部改正〔平成21年規則9号・30年84号・令和3年48号〕)

(診療報酬返還請求通知書の様式)

第42条 国民健康保険の資格を喪失した後に受診した者等に対する診療報酬返還請求通知書は、国民健康保険療養給付費の返納について(様式第47号)によるものとする。

(一部改正〔平成21年規則9号・22年85号・30年84号・令和3年48号〕)

(一部負担金の負担区分判定に係る申請)

第43条 省令第24条の3の規定により提出する基準収入額適用申請書は、国民健康保険基準収入額適用申請書(様式第48号)によるものとする。

(追加〔平成14年規則111号〕、一部改正〔平成21年規則9号・30年84号・令和3年48号〕)

(一部負担金の負担区分決定の通知)

第44条 市長は、一部負担金の負担区分の決定を行ったときは、速やかに基準収入額(適用・不適用)決定通知書(様式第49号)により当該申請者に通知するものとする。

(追加〔平成20年規則63号〕、一部改正〔平成21年規則9号・30年84号・令和3年48号〕)

第5章 特定健康診査及び特定保健指導

(章名追加〔平成20年規則125号〕)

(特定健康診査受診券の様式)

第45条 条例第9条第1項第1号に規定する特定健康診査を受診する際の受診券は、特定健康診査受診券(様式第50号)又は特定健康診査・後期高齢者健康診査受診券(様式第51号)によるものとする。

(追加〔平成20年規則63号〕、一部改正〔平成20年規則92号・21年9号・27年72号・30年84号・令和3年48号〕)

(特定保健指導の領収書の交付)

第46条 市長は、条例第9条第1項第1号に規定する特定保健指導を受けた者のうち、所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）第40条の3第1項第2号に該当する者に対し、領収書（様式第52号）を交付するものとする。

（追加〔平成20年規則92号〕、一部改正〔平成21年規則9号・30年84号・令和3年48号〕）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 合併前の浦和市国民健康保険条例施行規則（昭和62年浦和市規則第1号）、大宮市国民健康保険条例施行規則（昭和52年大宮市規則第28号）又は与野市国民健康保険に関する規則（昭和61年与野市規則第28号）（以下「合併前の規則」という。）の規定により更新された被保険者証は、平成13年度に限り、なおその効力を有する。

3 この規則の施行の日の前日までに、合併前の規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（岩槻市の編入に伴う経過措置）

4 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市国民健康保険に関する規則（平成13年岩槻市規則第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（追加〔平成17年規則53号〕）

附 則（平成14年9月30日規則第111号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年3月27日規則第53号）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行日前に受けた療養の給付に係るこの規則による改正前の国民健康保険条例施行規則第23条及び第24条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月30日規則第53号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年11月15日規則第152号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第75号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第63号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月31日規則第92号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のさいたま市国民健康保険条例施行規則第42条の規定は、平成20年4月1日以後に特定保健指導を受けた者について適用する。

附 則（平成20年12月24日規則第125号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。ただし、目次の改正及び第41条の前に章名を加える改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市国民健康保険条例施行規則第31条の規定は、この規則の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月12日規則第9号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年8月28日規則第91号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月25日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年6月30日規則第85号)

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月31日規則第54号)

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月24日規則第177号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市国民健康保険条例施行規則第31条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月31日規則第72号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月28日規則第123号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成28年3月31日規則第94号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日規則第44号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第35条の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成30年7月5日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年10月23日規則第84号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

附 則（平成30年11月30日規則第89号）

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（令和元年8月23日規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年8月25日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後のさいたま市国民健康保険条例施行規則第10条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに交付し、又は更新する被保険者証及び施行日前に交付された被保険者証で令和元年9月17日以後に再交付の申請がされたものについて適用し、施行日前に新たに交付し、又は更新する被保険者証及び施行日前に交付された被保険者証で同月17日前に再交付の申請がされたものについてはなお従前の例による。

附 則（令和2年4月14日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年9月17日規則第97号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月15日規則第113号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第48号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第34条の4及び第39条から第46条までの改正は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

附 則（令和3年6月22日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年8月27日規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式 略

○さいたま市国民健康保険税条例

平成14年3月27日

条例第28号

(課税の根拠)

第1条 国民健康保険税の賦課徴収については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(納税義務者)

第2条 国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する。

2 世帯主が国民健康保険の被保険者でない場合において、その世帯内に国民健康保険の被保険者があるときは、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税を課する。

(課税額)

第3条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、埼玉県国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（埼玉県国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（埼玉県国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2 前項第1号の基礎課税額は、国保課税被保険者（前条第1項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第2項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国保課税被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。

(一部改正〔平成20年条例11号・22年26号・29年29号・30年27号・31年11号・令和2

年13号・3年7号))

(基礎課税額に係る所得割額)

第4条 前条第2項の所得割額は、国保課税被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第6条及び第8条において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.51を乗じて算定する。

2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

(一部改正〔平成14年条例64号・20年11号・22年26号・31年11号〕)

(基礎課税額に係る被保険者均等割額)

第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について2万9,500円とする。

(一部改正〔平成20年条例11号・22年26号・30年27号・31年11号〕)

(後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額)

第6条 第3条第3項の所得割額は、国保課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.24を乗じて算定する。

(追加〔平成20年条例11号〕、一部改正〔平成22年条例26号・30年27号・31年11号・令和2年13号・3年7号〕)

(後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額)

第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について9,100円とする。

(追加〔平成20年条例11号〕、一部改正〔平成22年条例26号・30年27号・31年11号・令和2年13号・3年7号〕)

(介護納付金課税額に係る所得割額)

第8条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.10を乗じて算定する。

(一部改正〔平成20年条例11号・22年26号・30年27号・31年11号・令和2年13号・3年7号〕)

(介護納付金課税額に係る被保険者均等割額)

第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万200円とする。

(一部改正〔平成20年条例11号・22年26号・30年27号・31年11号・令和2年13号・3年7号〕)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第9条の2 国保課税被保険者が法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)である場合における第4条第1項、第6条及び第8条の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、第21条第1項第1号中「所得税法(昭和40年法律第33号)」とあるのは「所得税法」とする。

(追加〔平成22年条例26号〕)

(賦課期日)

第10条 国民健康保険税の賦課期日は、4月1日とする。

(一部改正〔平成20年条例11号〕)

(国民健康保険税の徴収の方法)

第11条 国民健康保険税は、第14条、第18条及び第19条の規定による特別徴収による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

(追加〔平成20年条例11号〕)

(普通徴収に係る国民健康保険税の納期)

第12条 普通徴収に係る国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 7月10日から同月31日まで
- 第2期 8月10日から同月31日まで
- 第3期 9月10日から同月30日まで
- 第4期 10月10日から同月31日まで
- 第5期 11月10日から同月30日まで
- 第6期 12月10日から同月31日まで
- 第7期 1月10日から同月31日まで
- 第8期 2月10日から同月末日まで

2 次条の規定により課する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

(一部改正〔平成15年条例30号・20年11号〕)

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第3条第1項の額(第21条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

- 2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日)の属する月の前月まで、月割をもって算定した第3条第1項の額を課する。
- 3 第1項の賦課期日後に第2条第2項の世帯主(以下この項及び次項において「2項世帯主」という。)である国民健康保険税の納税義務者が同条第1項の世帯主(以下この項及び次項において「1項世帯主」という。)となった場合には、当該1項世帯主となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第3条第1項の額から当該1項世帯主となった者を2項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該1項世帯主となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
- 4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である国民健康保険税の納税義務者が2項世帯主となった場合には、当該2項世帯主となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第3条第1項の額を当該2項世帯主となった者を1項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該2項世帯主となった日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより2項世帯主となった場合において、当該2項世帯主となった日が月の初日であるときは、その前日)の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。
- 5 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者(当該納税義務者を除く。次項において同じ。)となった者がある場合には、当該被保険者となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第3条第1項の額から当該被保険者となった

者が当該世帯に属する被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

6 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなった者がある場合には、当該被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第3条第1項の額を当該被保険者でなくなった者が当該世帯に属する被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなった日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより被保険者でなくなった場合において、当該被保険者でなくなった日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

7 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者となった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第3条第1項の額から当該介護納付金課税被保険者となった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

8 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者でなくなった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第3条第1項の額を当該介護納付金課税被保険者でなくなった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

（一部改正〔平成20年条例11号・30年27号〕）

（特別徴収）

第14条 市長は、当該年度の初日において、国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89の2第1項及び第2項に規定する年金たる給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（災害その他の特別な事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認められるものその他同条第3項に規定する者を除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収する。

2 市長は、当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間に、国民健康保険税の納税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する国民健康保険税を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

（追加〔平成20年条例11号〕）

（特別徴収義務者）

第15条 前条、第18条及び第19条の規定による特別徴収に係る国民健康保険税の特別徴収義務者（法第718条の2第1項に規定する特別徴収義務者をいう。）は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とする。

（追加〔平成20年条例11号〕）

（特別徴収税額の納入の義務等）

第16条 年金保険者は、支払回数割保険税額（法第718条の3第2項に規定する支払回数割保険税額をいう。以下同じ。）を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割

保険税額を納入しなければならない。

(追加〔平成20年条例11号〕)

(被保険者資格喪失等の場合の通知等)

第17条 年金保険者は、市長から法第718条の5第1項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日以降、支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、年金保険者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る国民健康保険税徴収の実績その他必要な事項を市長に通知しなければならない。

(追加〔平成20年条例11号〕)

(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)

第18条 市長は、当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付(法第718条の2第2項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。以下同じ。)の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、当該支払回数割保険税額に相当する額として地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第24条の36に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。

2 市長は、前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、同項に規定する支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(追加〔平成20年条例11号〕、一部改正〔平成26年条例43号〕)

(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)

第19条 市長は、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額(当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。)を、特別徴収の方法によって徴収する。

- (1) 第14条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間
- (2) 当該年度の初日の属する年の前年の10月2日から12月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間
- (3) 当該年度の初日の属する年の前年の12月2日からその翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日までの間

(追加〔平成20年条例11号〕)

(普通徴収税額への繰入れ)

第20条 市長は、特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第12条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては

直ちに、普通徴収の方法によって徴収する。

- 2 市長は、特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定の例によってこれに充当する。

（追加〔平成20年条例11号〕）

（国民健康保険税の減額）

第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。）現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者（世帯主を除く。）であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 20,650円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 6,370円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 7,140円

- (2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に28万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない

世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 14,750円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について
4,550円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について
5,100円

- (3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に52万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 5,900円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について
1,820円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について
2,040円

- 2 世帯主、その世帯に属する国民健康保険の被保険者又は特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における前項の規定の適用については、同項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、）」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「同法」とする。

（一部改正〔平成20年条例11号・22年26号・25年18号・26年43号・27年37号・28年24号・29年29号・39号・30年27号・40号・31年11号・20号・令和2年13号・26号・3年7号〕）

（国民健康保険税に関する申告）

- 第22条 国民健康保険税の納税義務者は、4月15日まで（国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者は、当該納税義務が発生した日から15日以内）に、当該納税義務者、その世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（以下この条において「当該納税義務者等」という。）の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納税義務者等の前年中の所得につき法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納税義務者等が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の規定によりさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

（一部改正〔平成14年条例64号・15年74号・20年11号〕）

（特例対象被保険者等に係る申告）

- 第22条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申告書を提出するに当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施

行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

（追加〔平成30年条例27号〕）

（納税通知書等）

第23条 国民健康保険税の納税通知書その他の必要な様式は、規則で定める。

（一部改正〔平成20年条例11号〕）

（保険税の減免）

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者について必要があると認められるときは、国民健康保険税を減免することができる。ただし、第2号に該当する者に係る減免については、同号に規定する資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。

- (1) 天災その他これに類する災害を受けた者
- (2) 被保険者の資格を取得した日（以下「資格取得日」という。）において65歳以上である者であって、資格取得日の前日において国民健康保険法第6条第1号から第4号まで又は第7号の規定による被保険者、組合員又は加入者である者（資格取得日において同条第8号の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であったもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情がある者

2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名及び住所
- (2) 年度、納期の別及び税額
- (3) 減免を受けようとする事由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 第1項の規定により国民健康保険税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（一部改正〔平成20年条例11号・27年70号・28年40号〕）

（さいたま市行政手続条例の適用除外）

第25条 さいたま市行政手続条例（平成13年さいたま市条例第22号）第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、さいたま市行政手続条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。

2 さいたま市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。

（一部改正〔平成20年条例11号・27年2号〕）

（準用）

第26条 この条例に定めるもののほか、国民健康保険税の賦課徴収については、さいたま市市税条例の定めるところによる。

（一部改正〔平成14年条例64号・20年11号〕）

（委任）

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（一部改正〔平成20年条例11号〕）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
(浦和市国民健康保険税条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 浦和市国民健康保険税条例(昭和36年浦和市条例第33号)
 - (2) 大宮市国民健康保険税条例(昭和29年大宮市条例第41号)
 - (3) 与野市国民健康保険税条例(昭和32年与野町条例第20号)(適用)
- 3 この条例の規定は、平成14年度分の国民健康保険税から適用する。
(経過措置)
- 4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、浦和市国民健康保険税条例、大宮市国民健康保険税条例又は与野市国民健康保険税条例(以下これらを「暫定条例」という。)の規定により課した国民健康保険税又は課すべき国民健康保険税については、なお暫定条例の例による。
- 5 施行日の前日までに、暫定条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
(岩槻市の編入に伴う経過措置)
- 6 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市国民健康保険税条例(昭和29年岩槻市条例第12号。以下「編入前の岩槻市条例」という。)の規定により課した国民健康保険税又は課すべき国民健康保険税については、なお編入前の岩槻市条例の例による。
(追加〔平成17年条例89号〕)
- 7 前項に規定するもののほか、岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
(追加〔平成17年条例89号〕)
(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例)
- 8 平成36年3月31日までの間、第3条第1項中「後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び」とあるのは「後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び同法の規定による病床転換支援金等(以下この項において「病床転換支援金等」という。)並びに」と、「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。
(追加〔平成20年条例11号〕、一部改正〔平成25年条例18号・30年40号〕)
(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)
- 9 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者(以下「世帯主等」という。)が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(次項から附則第13項までにおいて「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。次項から附則第13項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定により計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。
(一部改正〔平成14年条例64号・17年89号・18年36号・20年11号・45号・21年28号・24年46号・25年49号・令和3年7号〕)

(平成18年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例)

- 10 平成18年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第13項までにおいて「旧法による特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けたときにおけるさいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成20年さいたま市条例第11号）による改正前のさいたま市国民健康保険税条例（次項から附則第13項までにおいて「改正前の条例」という。）第11条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から28万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

(追加〔平成18年条例36号〕、一部改正〔平成20年条例11号・22年26号〕)

(平成19年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例)

- 11 平成19年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける改正前の条例第11条の規定の適用については、附則第9項の規定にかかわらず、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から22万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

(追加〔平成18年条例36号〕、一部改正〔平成18年条例56号・20年11号・22年26号〕)

(平成18年度における国民健康保険税に係る所得割額の算定の特例)

- 12 平成18年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける改正前の条例第4条の規定の適用については、同条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から13万円を控除した金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」とする。

(追加〔平成18年条例36号〕、一部改正〔平成20年条例11号〕)

(平成19年度における国民健康保険税に係る所得割額の算定の特例)

- 13 平成19年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける改正前の条例第4条の規定の適用については、同条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から7万円を控除した金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」とする。

(追加〔平成18年条例36号〕、一部改正〔平成20年条例11号〕)

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主等が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一部改正〔平成14年条例64号・16年37号・17年89号・18年36号・56号・20年11号・21年28号・令和3年7号〕）

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 15 前項の規定は、世帯主等が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

（一部改正〔平成14年条例64号・16年37号・17年89号・18年36号・56号・20年11号・21年28号・令和3年7号〕）

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 16 世帯主等が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（一部改正〔平成14年条例64号・17年89号・18年36号・56号・20年11号・25年49号〕）

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 17 世帯主等が法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（追加〔平成25年条例49号〕）

（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 18 世帯主等が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(一部改正〔平成14年条例64号・15年74号・17年89号・18年36号・56号・20年11号・21年28号・25年49号〕)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 19 世帯主等が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(一部改正〔平成14年条例64号・15年74号・17年89号・18年36号・56号・20年11号・21年28号・25年49号〕)

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 20 世帯主等が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第21条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(追加〔平成29年条例48号〕)

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 21 世帯主等が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第21条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」とする。

（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（追加〔平成29年条例48号〕）

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 22 世帯主等が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（追加〔平成18年条例56号〕、一部改正〔平成20年条例11号・21年28号・22年40号・25年49号・29年48号〕）

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 23 世帯主等が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

（追加〔平成18年条例56号〕、一部改正〔平成20年条例11号・21年28号・22年40号・25年49号・29年48号〕）

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 24 世帯主等が法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得等を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（追加〔平成20年条例45号〕、一部改正〔平成21年条例28号・25年49号・29年48号〕）

号])

(平成22年度以後の国民健康保険税の減免の特例)

- 25 当分の間、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税（第3条第2項から第4項までの所得割額に限る。）に係る第24条第1項第2号に該当する者に係る減免については、同項中「減免することができる。ただし、第2号に該当する者に係る減免については、同号に規定する資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。」とあるのは、「減免することができる。」とする。

(追加〔平成22年条例26号〕、一部改正〔平成25年条例49号・29年48号・31年20号〕)

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例)

- 26 世帯主等が法附則第44条の2第4項及び第5項の規定の適用を受ける場合における附則第14項（附則第15項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第14項中「第35条第1項」とあるのは「第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

(追加〔平成24年条例46号〕、一部改正〔平成25年条例28号・49号・29年48号〕)

附 則（平成14年9月30日条例第64号）

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成14年10月1日から、第2条の規定は平成15年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市国民健康保険税条例の規定は、平成15年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、平成14年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後のさいたま市国民健康保険税条例の規定は、平成16年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、平成15年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月14日条例第30号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例の規定は、平成15年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成14年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成15年12月25日条例第74号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条ただし書の改正規定は、平成16年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例の規定は、平成16年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、平成15年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前のさいたま市国民健康保険税条例第12条の規定は、平成16年度までの国

民健康保険税については、なおその効力を有する。

附 則（平成16年3月31日条例第37号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例の規定は、平成17年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成16年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月25日条例第89号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例の規定は、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成17年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月22日条例第56号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第10項の改正規定及び附則に2項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月18日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項ただし書及び第3項ただし書の改正規定、同条第2項の次に1項を加える改正規定（ただし書の部分に限る。）、第11条の改正規定（同条第1号ア及びイに係る部分（同号イを同号ウとする部分を除く。）、同条第2号ア及びイに係る部分（同号イを同号ウとする部分を除く。）並びに同条を第21条とする部分を除く。）、第12条の改正規定（同条を第22条とする部分を除く。）並びに附則第8項（「附則第12項」を「附則第13項」に改める部分及び「第11条」を「第21条」に改める部分を除く。）及び第13項から第22項までの改正規定（「世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者」を「世帯主等」に改める部分に限る。）は、規則で定める日から施行する。

（平成20年規則第76号で平成20年5月1日から施行）

（経過措置）

2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例（以下「改正後の条例」という。）（第19条を除く。）の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第19条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

4 改正後の条例第14条、第18条及び第19条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成20年9月30日までの間においては、普通徴収の方法によって国民健康保険税を徴収するものと

する。

附 則（平成20年10月17日条例第45号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、附則第18項の改正は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例附則第24項の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成21年7月17日条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、附則第14項及び第15項の改正は同年4月1日から、附則第19項の改正（「、譲渡所得」を加える部分に限る。）は平成23年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例附則第14項、第15項及び第17項の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例附則第20項の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月25日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成22年規則第56号で平成22年4月1日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成22年6月28日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月25日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月31日条例第18号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月9日条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例附則第27項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月26日条例第49号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第1条中附則第9項の改正、附則第17項から第19項までを削る改正、附則第20項の改正、附則第21項を削る改正、附則第22項及び第23項の改正、附則第24項の改正（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分を除く。）、附則第25項の改正（「配当所得」を「配当所得等」に改める部分を除く。）並びに附則第26項及び第27項の改正並びに附則第3項の規定は公布の日から、第1条中附則第24項の改正（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市国民健康保険税条例附則第16項、第20項及び第21項の規定並びに第2条の規定による改正後の同条例附則第17項の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年さいたま市条例第28号）を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成26年3月31日条例第43号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例第21条第1項第2号及び第3号の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月12日条例第2号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日条例第37号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例第21条第1項第2号及び第3号の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月25日条例第70号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第24条第2項各号列記以外の部分の改正は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第24号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例第21条第1項第2号及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康

保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成28年6月27日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月29日条例第29号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日条例第39号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例第21条第1項第2号及び第3号の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成29年7月6日条例第48号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例附則第20項及び第21項の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月26日条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第22条の次に1条を加える改正は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例第3条、第5条から第9条まで及び第21条第1項の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月31日条例第40号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例第21条第1項第2号及び第3号の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月13日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例第3条第2項、第4条第1項、第5条から第9条まで及び第21条第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月31日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
附 則 (令和2年3月23日条例第13号)
(施行期日)
- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例第3条第2項、第6条から第9条まで及び第21条第1項の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
附 則 (令和2年3月31日条例第26号)
(施行期日)
- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例第21条第1項第2号及び第3号の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
附 則 (令和3年3月11日条例第7号)
(施行期日)
- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

○さいたま市国民健康保険税条例施行規則

平成14年3月29日

規則第54号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市国民健康保険税条例（平成14年さいたま市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法)

第1条の2 普通徴収に係る国民健康保険税の納付は、口座振替の方法によるものとする。ただし、これにより難しいときは、納付書その他の方法によることができる。

(追加〔令和3年規則99号〕)

(国民健康保険税の減免)

第2条 市長は、条例第24条第1項の規定により国民健康保険税を減免するときは、別表に定めるところにより、その該当する範囲内において必要に応じて減免するものとする。この場合において、別表の規定により計算した額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額を減額する額とする。

2 条例第24条第2項の規定による国民健康保険税の減免の申請をしようとする者は、当該申請を年度ごとに行わなければならない。ただし、条例第24条第1項第2号に該当する者については、この限りでない。

3 市長は、条例第24条第2項の規定による申請があった場合において、当該申請に必要な書類が添付されていなかったとき、その他同項の規定に違反するときは、当該申請を却下し、申請者に対し速やかに通知するものとする。

4 市長は、国民健康保険税の減免をした世帯が、次に掲げる要件のいずれかに該当したときは、減免を取り消し、又は減額した額を変更することができる。

(1) 資力の状況その他の変化により減免をすること又は減額した額が適当でないと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により減免を受けたとき。

(追加〔平成20年規則85号〕、一部改正〔平成24年規則第51号〕)

(国民健康保険税に係る文書の様式)

第3条 国民健康保険税に係る文書の様式は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国民健康保険税納税（更正）通知書（様式第1号）

(2) 国民健康保険税申告書（様式第2号）

(3) 国民健康保険税減免申請書（様式第3号）

(4) 国民健康保険税督促状兼領収書（様式第4号）

(5) 国民健康保険税納付書（様式第5号）

(6) 国民健康保険税領収書（様式第6号）

(7) 国民健康保険税納税証明書交付申請書（様式第9号）

(8) 国民健康保険税過誤納金還付兼充当通知書（様式第10号）

(9) 国民健康保険税減免決定通知書（様式第11号）

(10) 特定同一世帯所属者連絡票（様式第12号）

(11) 旧被扶養者連絡票（様式第13号）

(12) 国民健康保険税の課税資料について（様式第14号）

(13) 所得見込額申告書（様式第15号）

(14) 国民健康保険税減免申請却下通知書（様式第16号）

- (15) 国民健康保険税減免取消申告書（様式第17号）
- (16) 国民健康保険税減免（取消・変更）通知書（様式第18号）
- (17) 国民健康保険税仮徴収額決定通知書兼特別徴収開始通知書（様式第19号）
- (18) 国民健康保険税特別徴収（仮徴収）変更通知（様式第20号）
- (19) 相続人代表者指定届（様式第21号）
- (20) 相続人代表者指定通知書（様式第22号）
- (21) 生活状況申告書（様式第23号）
- (22) 生活状況申告に係る同意書（様式第24号）
- (23) 国民健康保険特例対象被保険者等該当申告書（様式第25号）
（一部改正〔平成15年規則54号・20年64号・85号・103号・22年86号・23年37号・30年45号〕）

（その他）

第4条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、さいたま市市税条例施行規則（平成13年さいたま市規則第64号）の例による。

（一部改正〔平成20年規則85号〕）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（追加〔平成20年規則85号〕）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 浦和市国民健康保険税条例施行規則（昭和41年浦和市規則第23号）
- (2) 大宮市国民健康保険税条例施行規則（昭和52年大宮市規則第27号）
- (3) 与野市国民健康保険税条例施行規則（昭和38年与野市規則第6号）

3 この規則による廃止前の浦和市国民健康保険税条例施行規則、大宮市国民健康保険税条例施行規則又は与野市国民健康保険税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

（東日本大震災に係る国民健康保険税の減免の特例）

4 市長は、条例第24条第1項第1号の規定により東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災（以下この項において「大震災」という。）が生じた日に特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。以下この項において同じ。）に住所を有していた納税義務者に係る国民健康保険税で平成23年3月11日から平成25年3月31日（次の表第1項第3号に掲げる世帯（平成25年度以前に指定を解除された緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第17条第12項の規定により設置された原子力災害現地対策本部長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した地点をいう。以下同じ。）に居住しているため避難を行った世帯、平成26年度に指定を解除された避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行った世帯、平成27年度に指定を解除された避難指示解除準備区域に居住しているため避難を行った世帯、平成28年度及び平成29年4月1日に指定を解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に居住しているため避難を行った世帯並びに平成31年4月10日及び令和2年3月に指定を解除された居住制限区域、避難指示解除準備

区域及び帰還困難区域に居住しているため避難を行った世帯で、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額（以下「前年基準所得合算額」という。）が600万円を超えるものを除く。）に係るものにあつては、令和4年3月31日）までの間に納期限が到来するものを減免するときは、同表に定めるところにより減免するものとする。この場合において、同表の規定により計算した額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額を減額する額とする。

対象世帯	減免の割合又は額
1 次の各号のいずれかに該当する世帯	
(1) 大震災による被害を受けたことにより、主として生計を維持する者が死亡し、行方不明となり、又は重篤な傷病を負った世帯	所得割額及び均等割額（平成24年度分の国民健康保険税にあつては、4月から9月までの月割をもって算定した所得割額及び均等割額。第4号及び第5号において同じ。）の合計額の100分の100
(2) 大震災による被害を受けたことにより、主として生計を維持する者以外の被保険者が行方不明となった世帯	当該世帯に係る国民健康保険税の課税額（平成24年度分の国民健康保険税にあつては、4月から9月までの月割をもって算定した課税額。以下この号及び第2項において同じ。）と行方不明となった者が被保険者でないとした場合の当該世帯に係る国民健康保険税の課税額との差額
(3) 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象となった区域若しくは同法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長若しくは都道府県知事に対して行った住民の避難に関する指示の対象となった区域であるため避難を行った世帯又は特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行った世帯	所得割額及び均等割額の合計額の100分の100
(4) 大震災により主として生計を維持する者の居住する住宅に全壊の損害を受けた世帯（長期避難世帯（被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに該当する世帯をいう。）の主として生計を維持する者の居住する住宅は、全壊の損害を受けたものとみなす。）	所得割額及び均等割額の合計額の100分の100
(5) 大震災により主として生計を維持する者の居住する住宅に半壊又は大規模半壊の損害を受けた世帯	所得割額及び均等割額の合計額の100分の50
2 大震災による被害を受けたことにより、主として生計を維持する者の事業収入等（所得税法（昭和40年法律第33号）第26条第2項に規定する不動産所得に係る総収入金額、同法第27条第2項に規定する事業所得に係る総収入金額、同法第28条第2項に規定する給与等の収入金額又は同法第32条第2項に規定する山林所得に係る総収入金額をいう。以下この項において同じ。）の減少が見込まれ、当該	

<p>減少が見込まれる額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められるべき金額があるときは、これを控除した額）が主として生計を維持する者の前年の事業収入等の額の10分の3以上であり、かつ、前年の世帯主、その世帯に属する国民健康保険の被保険者及び条例第21条第1項第1号に規定する特定同一世帯所属者（以下「世帯主等」という。）につき算定した地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第27条の2第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「世帯主等の総所得金額等」という。）から当該減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得を控除した額が400万円以下である世帯であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 前年の世帯主等の総所得金額等が300万円以下である世帯又は主として生計を維持する者が事業を廃止し、若しくは失業した世帯</p> <p>(2) 前年の世帯主等の総所得金額等が300万円を超え400万円以下である世帯</p> <p>(3) 前年の世帯主等の総所得金額等が400万円を超え550万円以下である世帯</p> <p>(4) 前年の世帯主等の総所得金額等が550万円を超え750万円以下である世帯</p> <p>(5) 前年の世帯主等の総所得金額等が750万円を超え1000万円以下である世帯</p>	<p>当該世帯に係る国民健康保険税の課税額に減少が見込まれる主として生計を維持する者の事業収入等に係る前年の所得の合計額を乗じ、前年の世帯主等の総所得金額等（条例第9条の2の適用を受ける世帯の給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）で除して得た金額（以下「対象保険税額」という。）の100分の100</p> <p>対象保険税額の100分の80</p> <p>対象保険税額の100分の60</p> <p>対象保険税額の100分の40</p> <p>対象保険税額の100分の20</p>
--	--

（追加〔平成23年規則62号〕、一部改正〔平成24年規則51号・25年52号・26年83号・27年73号・28年95号・29年75号・30年45号・31年16号・令和2年48号・3年49号〕）

5 前項の規定にかかわらず、市長は、納税義務者が第2条第1項及び前項の規定の適用を受けることができる場合であって、第2条第1項の規定により計算した減免の額が前項の規定により計算した減免の額を超えるときは、第2条第1項の規定により当該納税義務者の国民健康保険税を減免することができる。

（追加〔平成23年規則62号〕）

附 則（平成15年3月27日規則第54号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日規則第54号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第76号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日規則第118号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市国民健康保険税条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

附 則（平成20年3月31日規則第64号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日規則第85号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のさいたま市国民健康保険税条例施行規則第2条及び別表の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度以前の年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成20年11月14日規則第103号）

この規則は、平成21年2月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日規則第44号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のさいたま市国民健康保険税条例施行規則別表の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成22年6月30日規則第86号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正並びに様式第1号、様式第2号、様式第11号、様式第14号及び様式第19号の改正規定並びに様式に5様式を加える改正規定は、平成22年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のさいたま市国民健康保険税条例施行規則別表の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日規則第37号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市国民健康保険税条例施行規則の規

定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

附 則（平成23年6月6日規則第56号）

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成23年7月13日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則（平成24年3月30日規則第51号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のさいたま市国民健康保険税条例施行規則の規定は、平成24年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成23年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月31日規則第52号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の表の改正は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月26日規則第81号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市国民健康保険税条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

附 則（平成26年3月31日規則第83号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第1号（その1）(7)及び様式第1号（その2）(5)の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第124号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第95号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月27日規則第75号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月29日規則第45号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日規則第16号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第48号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月23日規則第115号）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第49号）

（施行規則）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市国民健康保険税条例施行規則附則第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市国民健康保険税条例施行規則様式第3号、様式第9号、様式第17号、様式第21号、様式第23号及び様式第24号の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和3年11月26日規則第99号)

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

(追加〔平成20年規則85号〕、一部改正〔平成21年規則44号・22年86号・23年62号・24年51号・28年95号・30年45号〕)

区分	減免の範囲	減免の割合	摘要
災害世帯	1 天災その他の災害により、その所有に属し、かつ、主たる居住の用に供している住宅又は家財について、全壊、半壊、流失その他の修復することが困難な損害を受けた世帯であって、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 前年の世帯主等の総所得金額等が500万円未満である世帯 (2) 前年の世帯主等の総所得金額等が500万円以上750万円未満である世帯 (3) 前年の世帯主等の総所得金額等が750万円以上1,000万円未満である世帯	所得割額及び均等割額の合計額の100分の100 所得割額及び均等割額の合計額の100分の50 所得割額及び均等割額の合計額の100分の25	災害を受けた日以後に最初に到来する納期から8期別分の国民健康保険税(特別徴収に係るもの)にあつては、普通徴収の方法によつて徴収することとしたならば災害を受けた日以後に最初に到来することとなる納期から普通徴収の方法によつて徴収することとした場合の8期別分の国民健康保険税)
	2 天災その他の災害により、その所有に属する家屋又は家財について、一部損壊、床上浸水その他の修復することが可能な損害を受けた世帯であつて、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 前年の世帯主等の総所得金額等が500万円未満である世帯 (2) 前年の世帯主等の総所得金額等が500万円以上750万円未満である世帯 (3) 前年の世帯主等の総所得金額等が750万円以上1,000万円未満である世帯	所得割額及び均等割額の合計額の100分の50 所得割額及び均等割額の合計額の100分の25 所得割額及び均等割額の合計額の100分の12.5	(随時課税するものを含む。)について適用する。
旧被扶養者世帯	条例第24条第1項第2号に該当する被保険者(この項において「旧被扶養者」という。)の属		旧被扶養者に該当する事由が発

	<p>する世帯であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 次号及び第3号以外の世帯</p> <p>(2) 条例第21条第1項第1号又は第2号の規定の適用を受ける世帯</p> <p>(3) 条例第21条第1項第3号の規定の適用を受ける世帯</p>	<p>旧被扶養者の所得割額の100分の100及び均等割額の100分の50</p> <p>旧被扶養者の所得割額の100分の100</p> <p>旧被扶養者の所得割額の100分の100及び条例第21条第1項第3号に掲げる額を減額する前の均等割額の100分の30</p>	<p>生した日以後の国民健康保険税について適用する。</p>
法第59条 該当世帯	<p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第59条の規定に該当する期間が1月以上ある被保険者の属する世帯</p>	<p>当該被保険者の所得割額及び均等割額の合計額の100分の100</p>	<p>当該被保険者が国民健康保険法第59条の規定に該当した日の属する月から該当しなくなった日の属する月の前月までの国民健康保険税について適用する。</p>
所得減少 世帯	<p>世帯主又はその世帯に属する被保険者が災害、負傷、疾病、失業（定年退職、自己の都合による退職その他のあらかじめ予測できた事由によるものは除く。）又は事業の倒産若しくは廃止により、総所得金額等が著しく減少した世帯（条例第9条の2の規定の適用を受ける世帯、前年中の世帯主等の総所得金額等が1,000万円以上の世帯及び当該年中の世帯主等の総所得金額等が210万円以上の単身世帯（複数世帯にあっては210万円に被保険者（納税義務者を除く。）1人当たり70万円を加えた額以上の世帯）を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 前年中の世帯主等の総所得金額等に比し、当該年中における世帯主等の総所得金額等の見込み額（以下「世帯主等の見込総所得金額等」という。）の減少する割合が4割以上5割未満である世帯</p> <p>(2) 前年中の世帯等の総所得金額等に比し、当該年中における世帯主等の見込総所得金</p>	<p>所得割額の100分の40</p> <p>所得割額の100分の50</p>	<p>申請をした日以後に到来する納期に納付する当該年度の国民健康保険税（特別徴収に係るものにはあっては、普通徴収の方法によって徴収することとしたならば申請をした日以後に到来する納期に納付することとなる当該年度の国民健康保険税）（随時課税するものを含む。）について適用する。</p>

	<p>額等の減少する割合が5割以上6割未満である世帯</p> <p>(3) 前年中の世帯主等の総所得金額等に比し、当該年中における世帯主等の見込総所得金額等の減少する割合が6割以上7割未満である世帯</p> <p>(4) 前年中の世帯主等の総所得金額等に比し、当該年中における世帯主等の見込総所得金額等の減少する割合が7割以上8割未満である世帯</p> <p>(5) 前年中の世帯主等の総所得金額等に比し、当該年中における世帯主等の見込総所得金額等の減少する割合が8割以上である世帯</p>	<p>所得割額の100分の60</p> <p>所得割額の100分の70</p> <p>所得割額の100分の80</p>	
生活困窮世帯	<p>前年中の世帯主等の総所得金額等及び当該年中における世帯主等の見込総所得金額等が、単身世帯にあつては130万円以下、複数世帯にあつては200万円以下であつて、申請日における預金及び貯金の合計額が、単身世帯にあつては65万円以下、複数世帯にあつては100万円以下の世帯（条例第9条の2又は第21条第1項の規定の適用を受ける世帯、所得減少世帯の区分に該当する世帯、世帯主等が固定資産を所有している世帯及び国民健康保険税を滞納している世帯を除く。）</p>	均等割額の100分の10	<p>申請をした日以後に到来する納期に納付する当該年度の国民健康保険税（特別徴収に係るものにあつては、普通徴収の方法によって徴収することとしたならば申請をした日以後に到来する納期に納付することとなる当該年度の国民健康保険税）（随時課税するものを含む。）について適用する。</p>
特別な事情がある世帯	<p>法第59条該当世帯、所得減少世帯及び生活困窮世帯の区分に該当する世帯を除くほか、条例第24条第1項第3号に該当する世帯として市長が認めるもの</p>	<p>市長が必要と認める割合</p>	

様式略

○さいたま市国民健康保険財政調整基金条例

平成30年3月26日

条例第10号

(設置)

第1条 国民健康保険税負担の年度間の平準化及び国民健康保険財政の健全な運営を図るため、さいたま市国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、国民健康保険税負担の年度間の平準化及び国民健康保険財政の健全な運営に必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(さいたま市国民健康保険保険給付費支払基金条例の廃止)

2 さいたま市国民健康保険保険給付費支払基金条例（平成13年さいたま市条例第91号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前のさいたま市国民健康保険保険給付費支払基金条例の規定により積み立てられた現金、債券、有価証券等は、この条例により積み立てられた基金とみなす。

○さいたま市国民健康保険高額療養費資金貸付規則

平成13年5月1日

規則第130号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第57条の2に規定する高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支給対象となる療養を受けた場合における当該被保険者に係る療養に必要な資金（以下「資金」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの対象)

第2条 資金は、被保険者（国民健康保険法第9条第6項に規定する被保険者資格証明書を交付されている者を除く。以下同じ。）の世帯主に対して貸し付けるものとする。

(一部改正〔平成17年規則52号〕)

(貸付けの要件)

第3条 市長は、資金を借り受けようとする世帯主が次に掲げる要件に該当すると認める場合に資金を貸し付けるものとする。

- (1) 当該世帯主の被保険者に係る療養について高額療養費の支給を受ける確実な見込みがあること。
- (2) 当該世帯主の資金のみでは当該療養に係る医療費の支払が困難であること。

(貸付金の額)

第4条 貸付金の額は、当該療養について支給が見込まれる高額療養費の額の10分の9以内とし、1,000円未満の額はこれを切り捨てるものとする。

(利子)

第5条 貸付金には、利子を付さない。

(申込み)

第6条 資金を借り受けようとする世帯主は、国民健康保険高額療養費資金借受申込書（様式第1号）に医療機関の発行した当該療養に要した保険診療分を把握できる請求書又は領収書及びさいたま市国民健康保険被保険者証を添えて申し込まなければならない。

2 前項の規定に基づく資金の借受けの申込みは、当該療養に係る高額療養費の支給の申請と同時に行うものとする。

(貸付けの可否)

第7条 市長は、前条の規定に基づく資金の借受けの申込みを受けた場合は、これを審査し、貸付けの可否を決定するものとする。

(資金の交付等)

第8条 前条の規定に基づき資金の貸付けを受けることとなった世帯主は、当該療養に係る高額療養費の受領及び貸付金の償還に係る委任状（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する委任状の提出があったときは、資金を交付するものとする。

(償還等)

第9条 当該療養に係る高額療養費をもって貸付金の償還に充てるものとする。

2 前項の場合において過不足を生じたときは、超過額については市長はその超過額を当該世帯主に返還するものとし、不足額については当該世帯主はその不足額を市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(取消し等)

第10条 市長は、当該世帯主が偽りの申込みその他不正の行為により資金を借り受けた場合は、第

7条の規定に基づく資金の貸付けの決定を取り消すものとし、国民健康保険高額療養費資金貸付決定取消通知書（様式第3号）により当該世帯主に通知する。

- 2 前項の規定により取消しの通知を受けた当該世帯主は、市長が指定する期日までに当該貸付金を市長に返還しなければならない。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、資金の貸付けに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の浦和市国民健康保険高額療養費資金貸付規則（昭和52年浦和市規則第13号）又は与野市国民健康保険高額療養費つなぎ資金貸付要綱（昭和52年与野市制定）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年3月30日規則第52号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第32号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

○さいたま市国民健康保険出産費資金貸付規則

平成13年9月28日

規則第268号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市国民健康保険条例（平成13年さいたま市条例第185号）第6条の規定による出産育児一時金の支給を受けることが見込まれるさいたま市国民健康保険の被保険者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第6項に規定する被保険者資格証明書を交付されている者を除く。）（以下「被保険者」という。）の出産に要する費用を支払うために必要な資金（以下「出産費資金」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成21年規則92号〕）

(貸付けの対象)

第2条 出産費資金は、被保険者の属する世帯の世帯主に対して貸し付けるものとする。

（一部改正〔平成17年規則51号・21年92号〕）

(貸付けの要件)

第3条 市長は、被保険者が次の各号のいずれかの要件に該当し、かつ、国民健康保険出産費資金貸付けに関する同意書（様式第1号。第6条において「同意書」という。）を提出したときは、出産費資金を貸し付けるものとする。

(1) 出産予定日まで1月以内の場合

(2) 妊娠4月以上で当該妊娠に係る出産に要する費用について医療機関等から請求を受けた場合

（一部改正〔平成21年規則92号〕）

(貸付金の額)

第4条 貸付金の額は、出産育児一時金支給見込額の10分の8以内とし、1万円未満の額はこれを切り捨てるものとする。

(利子)

第5条 貸付金には、利子を付さない。

(申込み)

第6条 出産費資金を借り受けようとする世帯主は、さいたま市国民健康保険被保険者証を提示し、国民健康保険出産費資金借受申込書（様式第2号）に同意書及び次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 第3条第1号に掲げる要件に該当する者 出産予定日まで1月以内であることを証明する書類

(2) 第3条第2号に掲げる要件に該当する者 妊娠4月以上であることを証明する書類及び出産に要する費用が記載された医療機関等の請求書

（一部改正〔平成21年規則92号〕）

(貸付けの決定)

第7条 市長は、前条の規定による出産費資金の借受けの申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、貸付けの可否及び額を決定するものとする。

2 前項の規定により貸付けの可否及び額を決定したときは、国民健康保険出産費資金貸付可否決定通知書（様式第3号）により前条の規定により申込みをした者（第11条第1項において「申込者」という。）に通知するものとする。

（一部改正〔平成21年規則92号〕）

(出産費資金の交付)

第8条 前条第2項の規定により貸付けの決定を受けた者(以下「借受人」という。)は、国民健康保険出産費資金借用書(様式第4号)を市長に提出し、出産費資金の交付を受けるものとする。

(一部改正〔平成21年規則92号〕)

(貸付期間)

第9条 貸付期間は、当該貸付けに係る出産育児一時金が支給される日までの間とする。ただし、出産の日から2週間以内に出産育児一時金の支給の申請がないときは、市長の指定する日までとする。

(貸付金の返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、借受人に対し、直ちに貸付金の全額を返還させるものとする。

- (1) 被保険者が被保険者資格を喪失したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により貸付けを受けたとき。
- (3) 第3条各号に掲げる要件を備えていないことが明らかになったとき。

2 市長は、前項の規定により貸付金を返還させるときは、国民健康保険出産費資金貸付金取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(一部改正〔平成21年規則92号〕)

(償還方法等)

第11条 申込者は、貸付けの申込みの際、市長に対し、出産育児一時金支給時に出産育児一時金と貸付金債権を対当額において相殺する旨の停止条件付相殺契約(以下「相殺契約」という。)の申込みを行うものとする。

2 前項に規定する相殺契約の申込みに対する市長の応諾は、貸付けの決定を通知することにより行われたものとみなす。

3 市長は、当該相殺契約により出産育児一時金の支給時に出産育児一時金と貸付金債権を対当額において相殺し、その差額を借受人に対し支給するものとする。

4 市長は、借受人が貸付金を償還し、又は返還したときは、当該貸付金に係る国民健康保険出産費資金借用書を遅滞なく返還するものとする。

(届出義務)

第12条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに国民健康保険出産費資金借受人変更届(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、申込事項に変更があったとき。

(一部改正〔平成21年規則92号〕)

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、貸付けに関し必要な事項は、市長が別に定める

附 則

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成17年3月30日規則第51号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年8月28日規則第92号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第32号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。